

大阪府版都市OS構想検討事業

業務委託仕様書

1. 事業名

大阪府版都市OS構想検討事業（（以下「本事業」という。）

2. 本事業の目的

大阪府では、2020年3月に「大阪スマートシティ戦略Ver1.0」を策定し、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする2025年大阪・関西万博に向けて、「住民の利便性の向上を最大目標として、住民とともに、住民目線で、スマートシティを実現するための取組みを進める」こととしている。

さらに、2020年12月に開催した「第8回大阪スマートシティ戦略会議」においては、コロナ禍を踏まえ、あらゆる分野でデジタル化の加速が求められる中、新たな考え方として、政府のデジタル戦略と呼応したデジタル基盤の統一や、個人情報や行政データの効果的な活用を取組みの柱とする考えを示したところである。

このような背景を踏まえ、2025年大阪・関西万博を目標とした大阪のスマートシティ化の着実な進化に向けて、「データマネジメント」や「データ連携」の機能を拡張させていくことをスマートシティ戦略の主要事業として位置付けることとした。

今後、府域でスマートシティが展開していくにつれて、エリア、用途に応じた推進主体による様々なプラットフォーム運営が想定される。大阪府としては、これらの個別プラットフォームで運用されているアプリの横展開、プラットフォーム間のデータ連携を通じたデータ流通の促進を通じ、新しいサービス・アプリケーションの創出により大阪府民全体の生活の質向上を実現する基盤となる仕組みとして大阪府版都市OSの構築をめざしている。

これらを踏まえ本事業では、大阪府版都市OSのあり方、基本的役割の定義、実現のための課題検討や解決方針の提示など、網羅的に整理を行うことを目的とする。

3. 業務内容

大阪府版都市OS構想検討事業において検討が必要と考えられる以下の事項について、調査・整理を行う。

(1) 大阪府版都市OSのあり方と基本的役割の定義

①あり方の定義

本事業の目的に基づき、さまざまなステークホルダーが参画し、既存のプラットフォームを連携した新しいサービス・アプリケーションを創出するために大阪府版都市OSがあるべき姿について提示し、それにより大阪府民全体が

どのような利便性を享受できるのかについて、利用シーン等を含めた将来像を示すこと。

② 役割の整理

先行する国内自治体の都市OSや国のリファレンスモデルをベースに、大阪府版都市OSの果たす役割、提供すべき価値とソリューション、具備する機能、運営方法について考えうるケースとそのメリット・デメリットを事例とあわせ整理すること。

③ ユースケース一覧作成

①②での整理を踏まえ、大阪府版都市OSを活用したサービスユースケースを整理し、一覧を作成すること。

(2) 大阪府版都市OS実現のための検討課題と解決方針の提示

(1)を踏まえ、必要な項目について検討課題の洗い出しを行うものとする。

① 機能に関する課題検討

大阪府版都市OSとして担うべき機能に関する検討課題の洗い出しを行うこと。

② その他課題検討

①以外に必要と考えられる検討課題の洗い出しを行うこと。

(例) 成功ケースにおける具体的なキーポイント、個人情報の取扱い(住民との合意形成含む)、公民の役割分担、持続可能な事業とするための実装の課題(財源確保等)、実現にむけたステップ、ステークホルダー間の合意形成、運営組織のあり方など

(3) 大阪府版都市OS実現のためのロードマップの策定

(2)であげられた検討課題をどのようなタイムスケジュールで解決するのかを示したロードマップを策定すること。その際、2025年の大阪・関西万博およびそれ以降に分けて詳細化すること。

(4) 報告書の作成

(1)～(3)の内容を報告書に取りまとめること。

4. 業務遂行にあたり考慮すべき事項

業務内容の遂行にあたり、以下の事項を考慮すること。

(1) 業務内容における各種検討にあたっては内閣府ホームページに公開されている

「スマートシティ分野アーキテクチャ構築」や「パーソナルデータ分野アーキテクチャ構築」の資料を確認し、その内容を踏まえて大阪府としてのあり方を検討すること(参考URL:

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20200318siparchitecture.html>)

(2) 公募後や契約期間中に内閣府などの各種機関より公開される資料についても調

査・検討時の参考資料とすること

- (3) 別途調達を行う「大阪版パーソナルデータバンクのあり方検討に関する調査業務」および「大阪スマートシニアライフ事業推進体制検討業務」の内容も考慮の上作業を行うこと
- (4) 具体的な計画の策定に資する主要な協力事業者の候補を提示すること
- (5) 作業の進捗状況を定期的に大阪府に報告すること（例：月1回）
- (6) 作業進捗を阻害するような課題が発生した際にはすぐに大阪府に報告すること
- (7) 大阪府が指定するタイミングで中間報告を行うこと

5. 提案を求める項目

(1) 基本的事項に関する提案

スマートシティ分野に関する十分な知識・理解・経験と本事業の趣旨を理解した上で、説得性のある論理的かつ具体的に提案すること。

(2) 業務内容に関する提案

- ① 業務内容に記載されている内容について、作業項目、作業スケジュールなどを提案すること
- ② 報告書の目次案など、報告書に記載する内容、成果物のイメージについて提案すること
- ③ ①②の提案内容を裏付ける根拠および実行能力を具体的に提案すること。

(3) 業務実施体制に関する提案

- ① 具体的かつ無理なく実施できるスケジュールを提案すること
- ② 本業務を確実に遂行するために必要な経験と実績を有した管理責任者および担当者の配置について提案すること

(4) その他追加提案

上記の内容や業務内容以外に、効果的な調査・分析を行うために必要な内容があれば提案すること

6. 契約期間

契約期間は、契約日から令和4年3月31日までとする。

7. 納品物

以下に示すものについて、紙1部及び電子媒体(CD-ROM等)2部を納品すること。

納品物の作成にあたっては、定期的に大阪府と打合せを行い、記載内容について双方認識齟齬が発生しないようにすること。

なお電子媒体の形式はWord, Excel, PowerPointなどの編集可能な形式とすること。

- ・大阪府版都市OS構想検討事業に関する調査報告書

8. その他

- ・業務の実施に際しては、大阪府の指示に従うこととし、本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合については、大阪府と協議の上決定するものとする。
- ・受託者は、個人情報の保護に関する法律及び、大阪府個人情報保護条例を遵守するとともに、業務上知り得た内容について、第三者に漏洩しないこと。
- ・契約期間終了時、大阪府より提供された資料・データのうち消去要と記載するものについては確実に消去すること。また、受注者は発注者に「データ消去作業報告書」を提出すること。

－以上－